

# 市役所で できる 申告

(平日のみ)

次の内容の申告を市役所で行うことができます。

1. 市・県民税の申告
2. 平成16年分の確定申告で次のもの
  - ① 給与所得のみの申告
  - ② 給与所得者・公的年金等受給者の医療費控除および住宅借入金等特別控除の還付申告
  - ③ 公的年金等の雑所得のみの申告
  - ④ 給与所得者・公的年金等受給者で、一時所得(生命保険などの満期や解約による所得)・総合課税の配当所得・公的年金等以外の雑所得がある方、もしくはその所得のみの方

## ●確定申告をする際は

確定申告書は、税務署職員や市職員の指導を受けながら納税者ご自身で作成していただく「自書作成方式」です。印鑑、筆記用具、計算機、前年の申告書の控等をご用意ください。

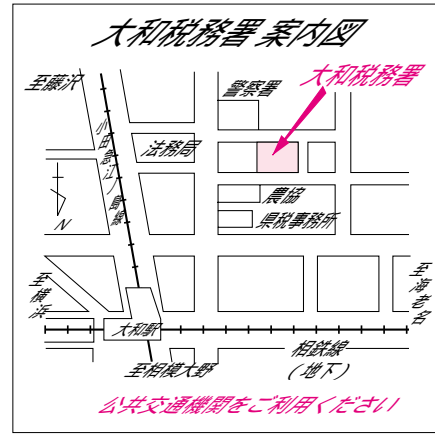
▷日程・受付時間 2月16日(水)～3月15日(火)午前8時30分～11時、午後1時～4時(土・日曜日は除く。ただし、2月19日・3月5日の土曜開庁日は午前中、書類受付のみ実施) ※混雑の状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

▷会場 市役所401会議室  
※市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得の申告、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告や、青色申告の相談は行いませんので、大和税務署で申告してください。

## 確定申告・還付申告の問い合わせ 大和税務署(☎262・9240) 税務相談厚木分室(☎224・2244)

所得税と市・県民税(住民税)の申告受付が始まります。申告相談は2月16日(水)から3月15日(火)です。なお大和税務署では、2月20日・27日の日曜日に、申告相談と申告書の受け付けを行います(電話での相談は平日のみ可)。3月は窓口が混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。

## 自分で書いて 早めに提出を



## 税理士会の無料申告相談

税理士会大和支部では、小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の方)および給与所得者で還付申告をする方を対象に所得税の申告相談と受け付けを行います。  
▷日程 2月21日(月)～23日(水)  
▷場所 海老名市商工会館3階大ホール  
▷受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分  
※直接会場へ。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

## 申告が必要な方

### 1. 確定申告書提出する必要のない方、または提出していない方

- ① 平成16年中の所得が少なく、確定申告をする必要のない方(給与所得以外の所得の合計額が20万円以下)
- ② 所得金額が、所得税の控除額合計より少なく所得税はからないが、その控除額を市・県民税額に置き換えると、所得金額が控除額を上回る方
- ③ 平成16年中に退職し、その後再就職をしてなく、確定申告をしていない方
- ④ 公的年金・国民年金・厚生年金・共済年金等)のみの受給者で、扶養や社会保険料などの控除の内容に変更のある方で確定申告をしていない方
- ⑤ 給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払書の提出がなく確定申告をしていない方

### 2. 収入がなく、同一世帯家族の扶養対象になっていない方

# 確定申告16日(水)から受付

## 平成16年度 市・県民税の 主な税制改正点

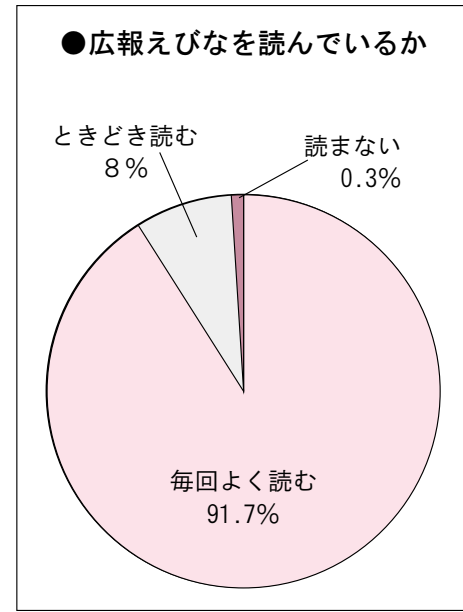
市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方(住民登録はないが生活の本拠としている方を含む)が課税対象で、一定の所得がある方に対して課税されます。  
過去の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送していますので、収入の有無にかかわらず申告してください。  
また、申告書が届いていない方も申告が必要な場合は、市役所市民課で用紙を配布しています。  
申告の内容は、国民健康保険税・介護保険料・保育料・児童手当などの算定資料になります。3月15日(火)までに申告書の提出がないと、課税証明などの発行ができなくなるほか、国民健康保険税等の金額にも影響があるのでご注意ください。

## 市・県民税の申告受付中

市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方(住民登録はないが生活の本拠としている方を含む)が課税対象で、一定の所得がある方に対して課税されます。  
過去の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送していますので、収入の有無にかかわらず申告してください。  
また、申告書が届いていない方も申告が必要な場合は、市役所市民課で用紙を配布しています。  
申告の内容は、国民健康保険税・介護保険料・保育料・児童手当などの算定資料になります。3月15日(火)までに申告書の提出がないと、課税証明などの発行ができなくなるほか、国民健康保険税等の金額にも影響があるのでご注意ください。

# 掲示板毎号掲載に

## 広報えびなに対する 意見・アンケート調査結果



「広報えびなを読んでいるか」の調査結果は、毎号よく読むが91.7%と、ほとんどの読者がよく読んでいます。時々読むが8%、読まないが0.3%です。

「情報量がちょうど良い」と感じる読者は76%と、ほとんどの読者が情報量を適切だと感じています。多いと感じる読者は4%、少ないと感じる読者は20%です。

「文字の大きさが読みやすい」と感じる読者は89%と、ほとんどの読者が文字の大きさを適切だと感じています。小さいと感じる読者は11%です。

「形は今のままで」と感じる読者は89%と、ほとんどの読者が現在の版式を適切だと感じています。変更を希望する読者は11%です。

「魅力的な広報紙」と感じる読者は89%と、ほとんどの読者が現在の版式を魅力的だと感じています。変更を希望する読者は11%です。

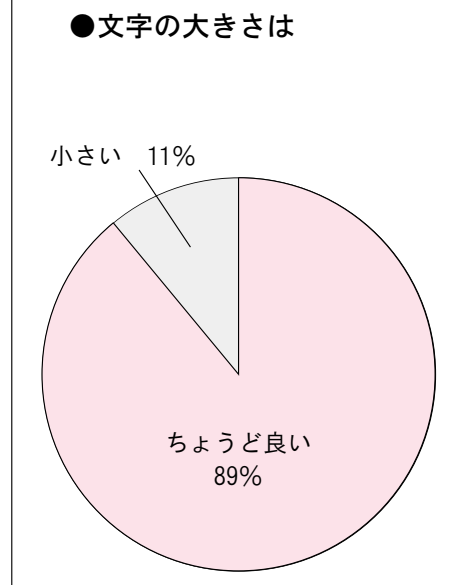
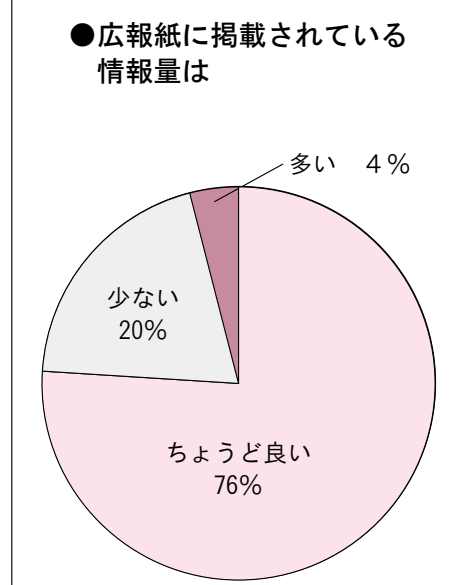
「自由意見」欄には、読者から多くの意見が寄せられました。その大半が前号の内容が記載されているという内容で、生活に役立つ情報の掲載希望も目立ちました。

「魅力的な広報紙」と感じる読者は89%と、ほとんどの読者が現在の版式を魅力的だと感じています。変更を希望する読者は11%です。

「自由意見」欄には、読者から多くの意見が寄せられました。その大半が前号の内容が記載されているという内容で、生活に役立つ情報の掲載希望も目立ちました。

## 行政情報・生活に役立つ情報をさらに充実

広報えびなは、市のさまざまな情報を市民のみなさんにお伝えするため、月2回発行していますが、より親しみやすく、関心をもって読んでいただけるよう、去年9月15日号紙上でアンケート調査を行い、さまざまな意見をいただきました。その結果がまとまりましたので、お知らせします。



「現状で良い」という意見がある一方で、「市への関心が高まり、市に愛着が持てる内容」を求める声も多かったほか、「生活に役立つ」情報の掲載希望も目立ちました。

## 調査結果紙面に反映

広報紙では政治、宗教、営利に関する記事は扱えないほか、紙面のスペースや掲載する情報量など、さまざまな制約があるため、アンケート結果すべてを活用することはできませんが、より親しみやすく読みやすくするための意見は、できるだけ紙面に反映させていただきます。  
前年度のアンケート調査では、「広報紙の文字をもっと大きく」という意見が多かったが、調査結果を反映させたため、去年の

4月15日号から活字を大きくしました。今回の調査では、「掲示板・市民サークル案内のコーナーを充実してほしい」という要望が多く寄せられました。  
掲示板は市以外の団体等が主催する行事の紹介欄で、市民サークル案内は、市民で構成されたサークルの会員募集・催し物欄です。これらの記事は、市からのお知らせが多いときなど掲載できないことがありますが、調査結果を反映させたため、去年の

4月15日号から活字を大きくしました。今回の調査では、「掲示板・市民サークル案内のコーナーを充実してほしい」という要望が多く寄せられました。  
掲示板は市以外の団体等が主催する行事の紹介欄で、市民サークル案内は、市民で構成されたサークルの会員募集・催し物欄です。これらの記事は、市からのお知らせが多いときなど掲載できないことがありますが、調査結果を反映させたため、去年の

4月15日号から活字を大きくしました。今回の調査では、「掲示板・市民サークル案内のコーナーを充実してほしい」という要望が多く寄せられました。  
掲示板は市以外の団体等が主催する行事の紹介欄で、市民サークル案内は、市民で構成されたサークルの会員募集・催し物欄です。これらの記事は、市からのお知らせが多いときなど掲載できないことがありますが、調査結果を反映させたため、去年の

4月15日号から活字を大きくしました。今回の調査では、「掲示板・市民サークル案内のコーナーを充実してほしい」という要望が多く寄せられました。  
掲示板は市以外の団体等が主催する行事の紹介欄で、市民サークル案内は、市民で構成されたサークルの会員募集・催し物欄です。これらの記事は、市からのお知らせが多いときなど掲載できないことがありますが、調査結果を反映させたため、去年の